

生活
応援

中標津町

商品券のお知らせ

中標津町では、物価高騰対策として町民の皆さんの生活支援と、地域経済の下支えのため、町内の対象店舗で使える生活応援商品券を配布します。

商品券配布の対象となる方や配布時期等については下記をご確認下さい。

●商品券の給付額

対象者
1人につき

10,000円分

(1,000円券8枚、500円券4枚)

※商品券の使用期限は

令和8年11月30日(月)までとなります。

●発送時期

令和8年9月1日(火)～9月30日(水)
の期間で配達いたします。

※町民の皆様は順次配達致しますので配達日時等に関するお問い合わせにはお答え出来ません事をご承願います。
配達日時のお問い合わせ以外でご連絡事項がある場合は中標津郵便局までお電話ください。

TEL: 0570-973-761

(ナビダイヤルとなっていますのでガイダンスの案内に従ってください)

●配布対象者

令和8年7月1日時点で中標津町の住民基本台帳に登録されている全ての町民が対象になります。



●商品券使用可能店舗

商品券が使用可能な町内店舗は、商品券に同封予定の一覧表や町のホームページでご確認下さい。



こちらのQRコードからご確認いただけます

●申請手続き・配布方法

申請手続きは必要ありません。

中標津町から世帯主宛てに世帯全員分の商品券を郵送します。(日本郵便株式会社より郵送)
郵便物は対面でのお渡しとなります。

●不在連絡票の投函について

- ・配達時に不在の場合は、別な日に再度配達を行います。
- ・再度配達した際も不在の場合は、「不在連絡票」が投函されますので、保管期限内に不在連絡票に記載されている連絡先に再配達を依頼し、受け取りをお願いします。

●保管期限を過ぎてしまい受け取れなかった場合

保管期限を過ぎた商品券の受け取り方法

下記の窓口へ世帯主の方もしくは世帯員の方がお越しの上、世帯員全員分の商品券を受け取り下さい。
なお、お越しの際は必ず本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。

※受け取り期間は、令和8年10月30日(金)までです。受け取り期間を過ぎると、商品券を受け取れなくなりますのでご注意ください。

※受け取りに際し、世帯主の方もしくは世帯員の方がお越しになる事が難しい場合は下記の問い合わせ先までご連絡下さい。

保管期限を過ぎた商品券の
受け取り窓口

中標津町役場 政策推進課
(役場2階3番窓口)

TEL: 0153-74-0726
9:00～17:00

※この事業は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しています。

生活応援商品券に関する
お問い合わせ先

中標津町役場 政策推進課

TEL: 0153-74-0726
メール: kikaku@nakashibetsu.jp